

「子ども・子育て支援事業計画」編（第2期）中間の見直しについて

1 はじめに

いたばし子ども未来応援宣言2025「子ども・子育て支援事業計画」編（第2期）（以下「当計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めている。計画期間は、令和2年度から令和6年度であり、令和4年度は、その中間年となる。

また、当計画は、国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して定めるものである。

当該指針では、教育・保育認定区分^{*1}ごとの人数が、量の見込み（必要利用定員総数）と大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて、市町村計画の見直しを行うこととされており、その必要性について、中間年の見直しに関する国からの通知（国事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」）に基づき、検討する。

2 見直し条件の分析

国からの通知では、市町村計画において設定した提供区域ごと、かつ教育・保育給付認定区分ごとにおける、令和3年4月1日時点の実績値が、市町村計画における量の見込み（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合^{*2}は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととなっている。

※1 教育・保育認定区分

認定区分	対 象	該当する施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育園・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

※2 $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\%$ または $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$

以下の表1、表2より、板橋区全域では量の見込みに10%以上の乖離は発生していないが、提供地域単位では部分的に10%以上の乖離が生じている。

表1：板橋区全域の「量の見込み」計画と実績

	令和2年度 (計画) (人)	令和2年度 (実績) (人)	実績/計画	令和3年度 (計画) (人)	令和3年度 (実績) (人)	実績/計画
1号認定	5,552	5,626	101.33%	5,451	5,182	95.07%
2号認定	6,940	6,857	98.80%	7,121	6,990	98.16%
3号認定	6,250	6,084	97.34%	6,381	5,755	90.19%

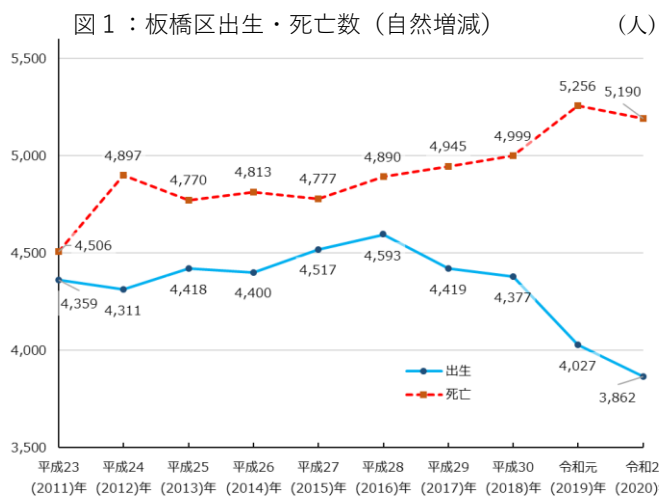
表2：5地域別の「量の見込み」計画と実績

1号認定	令和2年度 (計画) (人)	令和2年度 (実績) (人)	実績/計画	令和3年度 (計画) (人)	令和3年度 (実績) (人)	実績/計画
合計	5,552	5,626	101.33%	5,451	5,182	95.07%
板橋地域	691	698	101.01%	691	613	88.71%
常盤台地域	1,356	1,436	105.90%	1,348	1,287	95.48%
志村地域	789	807	102.28%	765	772	100.92%
赤塚地域	1,559	1,537	98.59%	1,506	1,426	94.69%
高島平地域	1,157	1,147	99.14%	1,141	1,084	95.00%
2号認定	令和2年度 (計画) (人)	令和2年度 (実績) (人)	実績/計画	令和3年度 (計画) (人)	令和3年度 (実績) (人)	実績/計画
合計	6,940	6,857	98.80%	7,121	6,990	98.16%
板橋地域	1,872	1,811	96.74%	1,930	1,694	87.77%
常盤台地域	908	962	105.95%	936	958	102.35%
志村地域	1,571	1,413	89.94%	1,619	1,639	101.24%
赤塚地域	1,181	1,148	97.21%	1,218	1,351	110.92%
高島平地域	1,408	1,523	108.17%	1,418	1,348	95.06%
3号認定	令和2年度 (計画) (人)	令和2年度 (実績) (人)	実績/計画	令和3年度 (計画) (人)	令和3年度 (実績) (人)	実績/計画
合計	6,250	6,084	97.34%	6,381	5,755	90.19%
板橋地域	1,690	1,626	96.21%	1,742	1,357	77.90%
常盤台地域	876	886	101.14%	903	891	98.67%
志村地域	1,349	1,243	92.14%	1,367	1,251	91.51%
赤塚地域	1,143	1,074	93.96%	1,141	1,177	103.16%
高島平地域	1,192	1,255	105.29%	1,228	1,079	87.87%

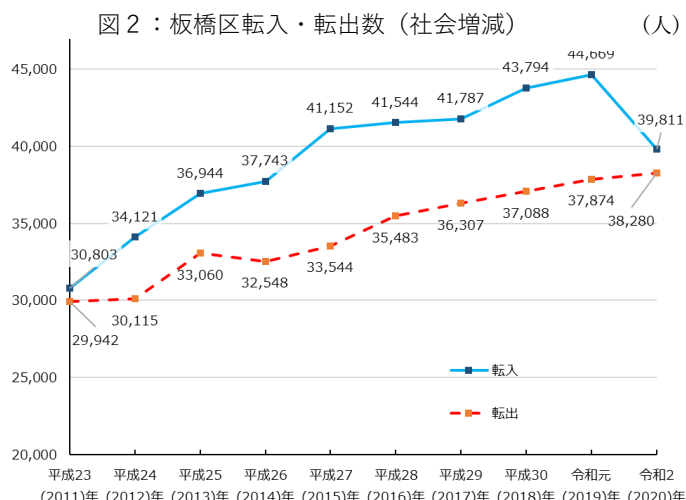
3 乖離が生じた要因の分析

はじめに、全般的な乖離の要因としては、図1のとおり出生数の低下が挙げられる。令和元年から令和2年の大幅な低下は、当計画の策定時には予測できず、またその原因もはっきりしていない。

また、図2のとおり転入数の大幅な減少が挙げられるとともに、表4のとおり令和2年5月以降、転出超過の傾向が続いた。特に転出超過については1回目の緊急事態宣言（令和2年4月～5月）に符合しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられる。



資料：「板橋区の統計」



資料：「板橋区の統計」

表4：月別転入・転出数（令和2年1月～令和4年7月）

（人）

	令和2年			令和3年			令和4年		
	転入	転出	社会増減	転入	転出	社会増減	転入	転出	社会増減
計	39,805	38,124	1,681	38,328	38,368	▲40	22,445	18,062	4,693
1月	2,661	2,551	110	2,624	2,780	▲156	2,101	2,275	▲174
2月	3,043	2,951	92	2,101	2,275	▲174	2,255	2,411	▲156
3月	7,507	5,867	1,640	7,545	6,665	880	6,359	4,797	1,562
4月	4,941	4,094	847	4,422	3,779	643	5,100	3,342	1,758
5月	2,020	2,185	▲165	2,714	2,734	▲20	3,743	2,806	937
6月	2,460	2,604	▲144	3,002	3,135	▲133	2,887	2,431	456
7月	2,730	3,106	▲376	2,710	2,814	▲104	3,141	2,831	310
8月	2,771	3,081	▲310	2,687	2,857	▲170			
9月	2,796	2,946	▲150	2,549	2,905	▲356			
10月	2,856	3,033	▲177	2,683	2,843	▲160			
11月	2,860	2,886	▲26	2,667	2,801	▲134			
12月	3,160	2,820	340	2,624	2,780	▲156			

資料：住民基本台帳

なお、マイナスの乖離が大きかった板橋地域では、表5のとおり、JR板橋駅周辺及び東武東上線大山駅周辺での大規模住宅の整備が予定されており、保育需要の大幅な増加が見込まれている。

表5：板橋地域における大規模住宅の整備予定

計画期間	竣工年度（予定）	大規模住宅（再開発事業含む）	戸数（予定）
第2期	令和5年度	大山町53計画	187戸
第2期	令和6年度	大山駅周辺地区（クロスポイント）	345戸
第2期	令和6年度	仲町計画	未定
第3期	令和9年度	板橋駅板橋口地区	約390戸
第3期	令和10年度	板橋駅西口地区	386戸
第3期	未定	大山駅周辺地区（ピッコロ・スクエア）	約560戸

また、プラスの乖離の大きかった赤塚地域では、保育園等の申込率^{※3}の上昇が挙げられる。その原因については、直近のマンション開発に伴う子育て世代の転入が考えられるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、就労環境の変化が影響を与えている可能性も否定できず、一過性のものか慎重に見定める必要がある。ちなみに、令和4年4月1日時点において、待機児童は発生しておらず、需要に対する供給量は確保されていると判断できる。

※3 申込率：認定者数を各歳児人口で除して算定

表3：板橋区全域と赤塚地域の保育園等申込率の比較

認定区分	提供地域	令和元年度 (実績)	令和3年度 (計画)	令和3年度 (実績)	差分 (実績-計画)
2号認定	板橋区全域	51.38%	55.47%	55.51%	0.04%
2号認定	赤塚地域	40.73%	44.73%	49.89%	5.16%

よって、現時点の数値の乖離で当計画を見直すのではなく、こうした保育需要の増加や、今後の人口動向が与える影響を注視し、先を見通して供給量を確保する必要がある。

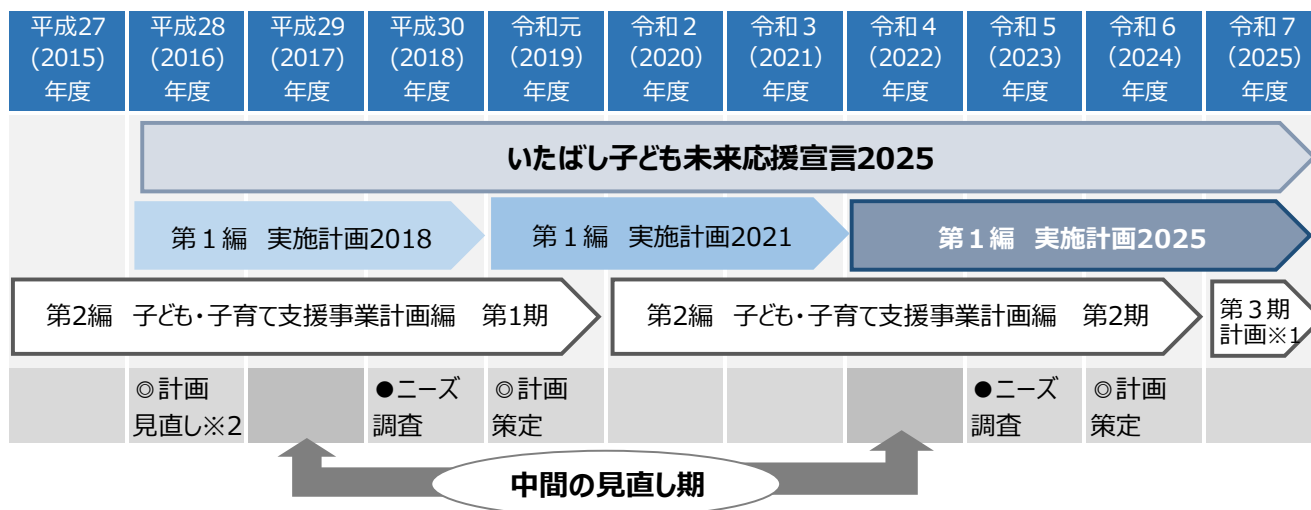
4 中間の見直しに関する方針

これまでの保育需要の増加は、人口の社会的増加によるところが大きく、社会的増加が令和2年に減少へと転じたことから、当計画を見直す必要がある向きもある。しかし、この原因は、新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる、今後の人口動向を注視していく必要があり、現時点で見直すのは早計と思われる。

国からの通知においても、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。」とされている。

よって、今回は中間の見直しを実施せず、出生数の推移及び社会的人口増減を注視しながら、今後の保育需要増で待機児童が発生しないよう確実に対処していく。

図3：「子ども・子育て支援事業計画」編 策定スケジュール



※1 令和7～11年度を計画期間とする第3期計画においては、令和5年度にニーズ調査を実施し、令和6年度に策定作業を行う予定である。

※2 第1期計画においては、人口の増加等により、需要の実績が見込みより大幅に超過したため、中間の見直し期に先んじて、平成28年度に見直しを実施した。